

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 3 月まで

大学生の時に母から国民年金手帳を渡され、国民年金に加入していることを知った。

申立期間の国民年金加入記録が無かったため、年金事務所に照会したところ、平成 23 年 10 月に、申立期間に係る保険料納付は確認できたが、国民年金手帳記号番号が取り消されているため、申立期間の保険料を還付する旨の回答が届いた。還付ではなく、保険料納付済期間として年金記録に組み込んでほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において昭和 39 年 10 月に払い出された国民年金手帳記号番号により、20 歳到達日を資格取得日として強制加入被保険者資格を取得し、同年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが、転出先である B 市の国民年金被保険者名簿において確認できるものの、同名簿の備考欄には当該払出しによる被保険者資格を取り消す旨の「誤取得却下 42.11.11」の記載が確認できることから、申立期間はオンライン記録では未加入期間とされている。

しかしながら、i) 強制加入被保険者となるべき期間を含め、被保険者資格が取り消されていること、ii) 申立期間の保険料は、当該資格取消処理に伴って速やかに還付の手続を行うべきところ、平成 23 年 10 月に還付決議がなされるまで申立期間の保険料が還付された事実は確認できないこと、iii) 保険料が還付された場合に本来存在すべきはずの国民年金被保険者台帳が保管されていないことから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われ

ていなかったことがうかがえる。

また、旧国民年金法附則第6条の2の規定により、被保険者が強制加入被保険者でなくなった場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意加入被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなすこととされている。申立人は、B市の被保険者名簿から、申立期間に係る保険料を現年度納付していたものと推認されるところ、大学に入学した昭和40年4月以降の期間については任意加入被保険者期間となり、ほかに被保険者資格を喪失する理由も見当たらず、当該規定が適用されることから、被保険者資格を取り消す合理的な理由は無く、申立期間については、保険料納付済期間と認めることが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は昭和44年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月

私は、申立期間当時、勤務していた会社の寮で生活していたが、結婚を契機に同社を退職する際に、社長が「20歳から今日まで国民年金保険料をきちんと納付している。」と言って年金手帳を渡してくれた。

私の年金記録は、1か月が未納となっているが、私が社長から譲り受けた領収証書によると、未納となっている昭和44年8月分の国民年金保険料を納付していることは明らかなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、当時、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を代理で行ったとされる勤務先の事業主は、自らの国民年金保険料を全て納付していることが確認できることを踏まえると、勤務先の事業主に係る納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持している領収証書において、納付に係る期間が申立期間を含む昭和44年8月から45年3月までとされている納付書(3枚)を使用して同年2月23日に納付していることが確認でき、勤務先の事業主が、申立人に係る国民年金保険料を20歳に遡って全て納付する意思を有していたことは明らかである。

さらに、前述の領収証書のうち申立期間に係る「自昭和44年8月至44年9月」と記載された領収証書の金額は、本来2か月であるべき納付月数を1か月として算出した保険料額に相当するものであるが、これについて、日本年金機構A事務センターは「白紙のままの納付書を被保険者に渡すことはなかったはずだ。」と述べていることから、当該領収証書は、当時行政庁が真正に作成したものと認められ、勤務先の事業主の納付意識の高さを踏まえると、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 1258 (事案 623 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 53 年 3 月まで
前回の申立ては認められなかったが、夫婦二人分の国民年金保険料として 150 万円に近い金額を夫名義の銀行口座から引落しで支払ったことを夫が思い出したので再申立てをした。納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当時、売上金の管理をしていた義父が、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付してくれたと述べているが、そのことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、納付してくれたとする義父は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、義父が納付した際の状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年の時点では、60 歳到達時の前月までの納付月数が、5 年 4 月 2 日以降生まれの者の老齢基礎年金の受給資格期間である 300 月に満たない状況にあったが、55 年 6 月に、36 年 4 月から 43 年 5 月までの期間について特例納付することにより、上記の月数がちょうど 300 月となっている上、3 年生まれの申立人の夫についても、36 年 4 月から 49 年 1 月までの期間について特例納付することにより、当該年生まれの者の老齢基礎年金の受給資格期間である 276 月になっていることからみて、申立人の保険料を納付した義父は、申立人が受給資格を満たす期間について特例納付したと考えるのが自然であること、iii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿には、第 3 回特例納付が実施されていた期間の最終日である 55 年 6 月 30 日に保険料を納付し

た旨が記載されており、この日より後に特例納付を行えないことから判断して、申立人の義父は、社会保険事務所（当時）で記録されている期間以外の期間については特例納付を行っていないものと考えられること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は「夫婦二人分の国民年金保険料として 150 万円に近い金額を夫名義の銀行口座から引落しで支払った。」と主張していることから、納付に必要な保険料額について検証を行ったが、その金額は 150 万円とは一致しない。

また、本件に係る特例納付は、国民年金法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年厚生省令第 42 号）により、納付書によって行うこととされていたことから、当該国民年金保険料は銀行口座からの引落しで納付することはできず、さらに特例納付は、一枚の納付書を使用して納付することから、一部の期間が記録されているにもかかわらず、申立期間のみ記録されないとは考え難い上、申立人の夫の記憶も曖昧であることから、申立人が申立期間の保険料納付を行ったと推認できる事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が前後の期間に比べ低くなっている。給与明細書からすると、申立期間の標準報酬月額は50万円となるはずである。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間の給与明細書に記載された給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、B厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳及び平成8年度の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届における申立期間の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同基金は、届出用紙は、同時に社会保険事務所（当時）にも提出可能な複写式であったとしている。

さらに、申立人に係る平成8年度の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、算定対象月である同年5月から同年7月までの3か月の報酬月

額はそれぞれ 45 万 3,000 円と記載されており、これに基づいて同年 10 月からの標準報酬月額が 44 万円に決定されていること、及び当該報酬月額は給与明細書の課税合計額（45 万 3,000 円）と一致していることを踏まえると、事業主は、総支給額（49 万 3,320 円）ではなく、総支給額から所得税が非課税となる通勤費（4 万 320 円）を控除した課税合計額（45 万 3,000 円）を届け出たものと考えられる。

加えて、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は認められず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた状況はうかがえない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。